

# 廿日市市立津田小学校 いじめ防止基本方針

平成31年4月1日  
廿日市市立津田小学校

## 1 はじめに

いじめは、人間として絶対に許されない卑劣な行為である。

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

いじめは全ての児童生徒に関わる問題であるとの認識に立ち、全ての児童生徒がいじめを行わず、及び他の児童生徒に対して行われているいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他いじめの問題に対する理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う必要がある。

そこで、いじめの問題の解決に向け、いじめの防止等の基本的な方向性を示す「廿日市市立津田小学校いじめ基本方針」を定め、取り組みを行っていく。尚、基本方針は、平成26年3月5日に策定された「廿日市市いじめ防止基本方針」を踏まえ策定している。

## 2 いじめの定義等

### (1) いじめの定義及び態様

いじめについて、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第2条に基づき、次のとおり定義するとともに、具体的ないじめの態様について示す。

#### いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

#### いじめの態様

- ア 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- イ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- オ 金品をたかられる。
- カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- キ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ク パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮をした上で対応することが必要である。

## (2) いじめの構造

「いじめの構造」について、文部科学省は、生徒指導提要（平成22年3月）において、次のように示している。

### いじめの構造

いじめは、いじめる側といじめられる側という二者関係だけで成立しているのではなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立つのです。日本のいじめの多くが同じ学級の児童生徒同士で発生することを考えると、教室全体にいじめを許容しない雰囲気形成され、傍観者の中からいじめを抑止する「仲裁者」が現れるような学級経営を行うことが望まれます。

## (3) いじめの構造を踏まえた指導上の留意点

いじめの構造に基づいて、心身の苦痛を感じている児童生徒の立場に立って考えること、加害者への指導はもちろん、観衆や傍観者への指導、仲裁者を育てる指導が重要であることを踏まえ、児童生徒全体に「いじめは許されない」との認識を持たせ、学級集団等においていじめをなくしていくようとする雰囲気を醸成することが大切である。

## 3 いじめ防止対策の基本的な考え方

いじめの定義や、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうる」という事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないように、次に示す四つの視点で、学校をあげて計画的、体系的、組織的にいじめ防止対策に取り組む。

### (1) いじめの未然防止

「いじめは命に関わる重要な課題である」との認識の下、「いじめをしない」、「いじめを許さない」、「いじめを自ら解決しようとする」児童を育成する取組を行い、教育活動全体を通じて、人と人が触れ合い、多様な体験を通して豊かな人間性を培う全人教育の充実に努めることが必要である。

### (2) いじめの早期発見・早期対応

児童が発する小さなサインを見逃さないよう努めるとともに、児童が相談したいという信頼関係を築いていくことが必要である。また、普段から個々の教職員が情報収集を行うことに加えて、定期的なアンケート調査や教育相談等を行うことにより、児童がいじめを訴えやすい環境を整え、日常的にささいな兆候を見逃さず、早い段階で的確に対応することが必要である。

### (3) いじめへの対処

教職員が一人で抱え込むことなく、学校に設置するいじめの防止等の対策のための組織（以下「学校いじめ防止対策委員会」という。）等に迅速に報告し、校長のリーダーシップの下、全教職員が児童を守りきるという立場に立ち、組織的な対応を行うことが必要である。

### (4) 家庭・地域等との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すためには、学校・市・教育委員会・家庭・地域・関係機関等がより一層連携・協力し、大人たちが児童を見守るサポート体制を構築することが重要である。

## 4 いじめの防止等に関する取組

- (1) 「学校いじめ防止対策委員会」の設置
- (2) 教育相談体制及び生徒指導体制の構築
- (3) 年間活動計画の作成  
学校いじめ防止基本方針に基づき、年間活動計画を作成する。
- (4) 「学校いじめ防止対策委員会」の機能化
- (5) アンケート調査の効果的な実施及び活用
- (6) 関係機関との連携
- (7) 児童及び保護者への啓発・広報
- (8) いじめの防止等に関する相談窓口の周知
- (9) いじめを認知した場合の具体的な対応プログラムの作成及び確認
- (10) 「学校いじめ防止基本方針」の検証
- (11) 情報モラル教育の推進

## 5 重大事態への対処

### (1) 重大事態の定義

#### 重大事態

- いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき  
(児童生徒が自殺を企図した場合等)。
- いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき(不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する。)

※児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

### (2) 重大事態への対処

学校で重大事態が発生した場合には、いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守る立場に立って事態に対処するとともに、事実関係を明確にし、同様の事態の再発を防ぐための調査を実施する。調査を実施するに当たっては、調査の内容をいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要である。

ア 重大事態が発生した場合、教育委員会を通じて市長に、事態発生について報告する。

イ 「学校いじめ防止対策委員会」を母体にプロジェクトチームを設置する。

ウ 教育委員会の指導の下、関係者への聴き取り調査をし、事実関係を明確にする。

エ 関係する児童への適切な指導を行う。

オ 調査結果と指導内容を保護者と教育委員会に報告する。

カ いじめが完全に解消するように継続的に様子を見る。